#### 固定資産税通知書関連業務 詳細仕様書

1 個別業務名

固定資産税通知書関連業務

- 2 個別業務の概要
  - (1) 町税用領収済通知書を印刷・印字し、穴あけ(1か所)と角切り(1か所)加工を施すこと。
  - (2) 固定資産税用の納税通知書及び課税明細書を印刷・印字すること。
  - (3)送付用の封筒を作成すること。
  - (4) 印刷・印字を完了した固定資産税通知書等の封入・封緘及び完了品等の納入
  - ※それぞれの業務について、帳票を基にした見本を提供するので、詳細については、その見本で確認すること。なお、印刷内容等については、制度改正等によって、提供したものから変更がある場合があることを承知しておくこと。なお、提供見本から変更となる見込みの箇所については赤書きしているので、留意すること。また、実際の印刷に当たっては、校正作業を通じ、十分に協議したうえ実施すること。作成した帳票等の余ったもの(未印字のもの)については、裁断せずそのままの状態で箱に入れ三木町に納品すること。

# 3 印刷・印字業務

(1) 印刷・印字の予定部数

		印刷	印字
1	町税用領収済通知書	37,000枚	35,000枚
2	固定資産税用納税通知書	16,000枚	13,000枚
3	固定資産税用課税明細書	16,000枚	14,000枚
4	封筒	16,000枚	

#### (2) サイズ

① 町税用領収済通知書
② 固定資産税用納税通知書
総114.50mm×横216.00mm
総12インチ、横8.27インチ
③ 固定資産税用課税明細書
総12インチ、横8.27インチ
4 封筒
長3又は洋0

# (3) 紙質

① 町税用領収済通知書連量72kgの0CR専用紙② 固定資産税用納税通知書連量70kgの上質紙③ 固定資産税用課税明細書連量70kgの上質紙④ 封筒任意とする。

# (4) 印字色及びインク

① 町税用領収済通知書表面1色、裏面2色② 固定資産税用納税通知書表面1色、裏面1色③ 固定資産税用課税明細書表面1色(片面印刷)④ 封筒表面1色、裏面1色※

※ 表面1色となる場合がある。企画提案時は表裏それぞれに1色を印刷するものとし、その 費用を算定すること。契約時には、表面のみ1色の場合の費用についても取り決めを行う。 また、この封筒は、税務課に関連する業務で、共通して使用するものである。よって、当 初の注文時に必要数をまとめて発注する場合がある。この場合、封筒の保管等について は、別途協議の上決定する。(封筒の保管等に費用を要する場合は、本業務と別に契約等 を締結することを基本とする。)

# (5) その他

印刷色については、受託者が色サンプルを提示し、本町がその色サンプルを踏まえて色を指定する。 受託者は、帳票の見本と本町が指定した印刷色をもとに、チャート用紙上に帳票デザインを作成し、 本町の校正を受けること。

印字データについては、チャート用紙上の帳票デザインをもとに適合するように作成するが、受託

者により、最終調整(垂直・水平位置の調整等)は必須である。本業務は、封入封緘までを一括する ものであることから、印字位置の確認は、受託者しかできないものが生じるため、十分に注意し、行 うこと。また、疑義が生じた場合は、直ちに本町と協議すること。

# 4 封入・封緘業務

- (1)業務内容
  - ① 納税通知書、課税明細書及び納付書(いずれも連続帳票用紙)を1枚ずつ断裁する。
  - ② 納税通知書及び課税明細書に三つ折り加工を施す。(封入後、封筒の窓に、送付先に記載が 位置するようにすること)
  - ③ 納税通知書、課税明細書、納付書、リーフレット(2種)及び納税義務者変更申告書を委託者が指定する封筒に封入する。
  - ④ 本町が提供する種別(現金納付、口座振替)及び対象者ごとのリストに記載した枚数が封入されていること並びに異なる対象者のものが同一の封筒に入っていないことを確認した上で封緘する。
  - ⑤ 封緘されたものを種別ごとに箱に入れ、その種別が分かるように、箱に表記をしておくこと。

#### (2) 予定数量

① 現金納付用 8,800通 納税通知書、課税明細書、納付書最大4枚、リーフレット(空き家バンク)、リーフレット (法務局)、納税義務者変更申告書※ 計6点

② 口座振替用 4,200通

納税通知書、課税明細書、リーフレット(空き家バンク)、リーフレット(法務局)、納税 義務者変更申告書※ 計5点

※ただし、①及び②に記載する「納税義務者変更申告書」は委託者が引き渡すリストに記載された対象者のみ封入すること。

#### (3) スケジュール

注文日 1月中旬

印字データの受渡し日 4月中~下旬

納品日 4月末住民等への発送日 5月上旬

# (4)納入場所

三木町役場

#### 【参考資料】

資料1を参照すること。なお、この資料は作成中のものであるため、注文時に変更が生じることがある。